

○京都市中小企業等緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた中小企業等に対し、安心安全の確保、危機的状況の克服及び事業の継続に向けて新たに実施した事業に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業拠点を有する中小企業等で、直近1箇月間の売上高が前年同月に比して50%以上減少している者。ただし、創業間もない場合などこれにより難いときは、新型コロナウイルスの影響を受けた任意の1箇月間の売上高が、新型コロナウイルスの影響を受ける直前3箇月の平均又は新型コロナウイルスの影響を受ける直前1箇月間の売上高に比して50%以上減少する者とする。
- (2) 主たる事業所を市内に設けている又は団体の構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている中小企業等で構成する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
 - (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
 - (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (5) 令和2年度京都市観光事業者等緊急支援補助金の交付を受ける者

- (6) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助事業の内容)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表2に掲げるものとする。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

4 第14条に基づく実績報告において、第7条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までとする。

2 補助対象者は、令和2年3月31日以前に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることができない。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において交付し、補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- (2) 補助対象経費に別表3の補助率を乗じた額
- (3) 一事業者当たりの補助限度額

(交付の申請)

第7条 条例第9条による補助金の申請は、別に定める期間内に、交付申請書（第1号様式）に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者の施設等の实地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）又は不交付決定通知書（第3号

様式)により通知するものとする。

2 本市は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第10条 市長は、第7条の規定による申請が到達してから20日以内に前条第1項の決定を行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第11条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の変更が総事業費の3分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が3分の1以内の減額であるもの

(中止又は廃止の届出)

第12条 事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止届出書(第5号様式)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助事業遂行の義務)

第13条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象者は、令和2年9月30日までに補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は令和2年9月30日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、事業実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 実績を確認できる写真等
- (3) その他市長が特に必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による申請を行う時点において補助対象事業が完了している場合は、交付申請書(第1号様式)に添えて、前項に規定する書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補

助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（交付の取消し等）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の経理）

第18条 補助対象者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第8号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則（令和2年4月27日決定）

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費
(1) 市民の安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業	施設等の消毒や清掃衛生対策のための消耗品や備品の調達、施設の改修等に必要な経費 (例 示) 施設清掃や衛生対策に要した消毒用アルコール、マスク、除菌スプレー、空気清浄機、パーテーション、仕切り板、サーモグラフィ、トイレ衛生用品等の購入やレンタル等
(2) 今般の危機的状況乗り越えるために実施する事業	売上向上や消費喚起に向けた事業等の実施に必要な経費 (例 示) 飲食店の売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、販売促進用のチラシ作成・送付、ウェブ作成・広告、ネット販売システムの構築等
(3) 事業継続のために必要とする取組	販路開拓、生産性の向上、事業継続の取組等の実施に必要な経費 (例 示) 出勤抑制を踏まえたテレワークの導入等、回復期に向けた従業員等のスキルアップ研修、飲食店メニュー等の多言語化、キャッシュレス対応、新商品開発等

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象外経費
人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

別表 3 (第 6 条関係)

区分	補助率	補助限度額
第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち、最近の売上高が前年同期に比して 50%以上 80%未満減少している者	4 分の 3	30 万円
第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち、最近の売上高が前年同期に比して 80%以上減少している者	5 分の 4	
第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者	4 分の 3	

京都市中小企業等緊急支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長 様

<申請者>

郵便番号 〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者(職)・氏名



※自書の場合は押印不要

以下のとおり補助金の交付を申請します。

1 連絡先・書類送付先

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
交付決定通知等の書類送付先	住所：〒 氏名：

【注意】申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、ご記入ください。
申請者と同じ住所に送付を希望される場合は、「同上」としてください。

2 事業者の概要

業種	業
資本金	円
従業員数(組合員数)	人(社)
	(中小企業等で構成する団体等のみ記載) うち市内に事業所等を設けている会員等の数_____人(社)

【注意】「資本金」の項目は、中小企業等で構成する団体等（補助金交付要綱第3条第1項第2号）は記入不要です。

3 添付書類

各経費の見積書、領収書、ホームページやカタログ等を添付（いずれも写し可）

4 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少（網掛け箇所を記入）

① 令和2年 〇〇 月の1箇月の売上高（最近1箇月）	〇〇〇〇〇〇 円
② 〇〇 年 〇〇 月の1箇月の売上高	〇〇〇〇〇〇 円
③ 売上高の減少額（②－①）	〇〇〇〇〇〇 円
④ 減少比率（③÷②×100）＝(D)	〇〇〇 %

【注意】④が50%未満の場合は申請できません。

上記3の項目は、中小企業等で構成する団体等は記入不要です（補助金交付要綱第3条第1項第2号）。

必要に応じて、売上高が確認できる資料の提出を求めることがあります。

5 事業実施(予定)期間

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ～ 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【注意】令和2年4月1日から令和2年9月30日まで期間を記入してください。令和2年3月31日以前や、令和2年9月30日を超える期間の事業は申請できません。

6 補助対象取組（事業）の内容等

補助を希望する事業	（実施する（実施した）事業の詳細な内容を記載してください。）
新型コロナウイルス感染症拡大により受けている影響	

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、大企業及びみなし大企業ではありません。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。また、令和2年度京都市観光事業者等緊急支援補助金の交付を受けていません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- 申請者は、京都府の休業要請対象事業者該当しない者又は京都府の休業要請対象事業者該当し要請等に応じて休業等の対応を実施した者です。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市中小企業等緊急支援補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 売上減少等に関する資料を求められた場合には、速やかに提出します。補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

社名・団体名

代表者(職)・氏名

㊟

※自書の場合は押印不要

交 付 決 定 通 知 書

年 月 日	京都市指令第 号
(申請者の氏名・名称及び代表者名)	京 都 市 長 [担当：産業観光局]

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市中小企業等緊急支援補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交 付 予 定 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。2 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となります。3 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。4 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。5 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。6 補助事業等中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。7 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。8 その他市長等が必要と認める条件

(申請額から減額して交付した場合のみ表示)

減 額 理 由	
教 示	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>

不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日	京都市指令第 号
（申請者の氏名・名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当：産業観光局 〕

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市中小企業等緊急支援補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補 助 申 請 額	円
不 交 付 の 理 由	
教 示	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>

変更申請書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所・所在地 〒 -	申請団体の名称及び代表者役職・氏名 電話 () -

令和 年 月 日付け 第 号交付決定通知の補助事業の計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

変更事由		
変更内容	変更前	変更後
事業実施期間	令和 年 月 日～ 月 日	令和 年 月 日～ 月 日
事業経費の合計	円	円
補助対象経費	(京都市記入欄) 円	(京都市記入欄) 円
補助金額	(交付決定額) 円	(変更後) 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 各経費の見積書，領収書，ホームページやカタログ等を添付（いずれも写し可）	

中止・廃止承認届出書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所・所在地 〒	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） ー 印

平成 年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、下記の理由により廃止（中止）したいので、申請します。

記

廃止（中止）する 補 助 事 業 内 容	
廃 止 （ 中 止 ） す る 理 由	

京都市中小企業等緊急支援補助金 事業実績報告書

令和 年 月 日

京都市長 様

<申請者>

郵便番号 〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者(職)・氏名



京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を報告します。

事業実施期間	令和 ____年 ____月 ____日 ~ 令和 ____年 ____月 ____日 【注意】 実施期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間にしてください。令和2年3月31日以前や、令和2年9月30日を超える期間の事業は認められません。
交付決定通知書の額	円
事業実施内容及び効果	
添付書類 (チェック <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 各経費の領収書，振込明細書，ホームページ上で振込や支払いを行ったことが分かる画面のコピー等のいずれか。 <input type="checkbox"/> 購入物や作成物等の補助対象事業の内容が分かる写真や資料等 <input type="checkbox"/> その他，市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

以下のとおり誓約します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが交付対象です。)

- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市中小企業等緊急支援補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 京都市中小企業等緊急支援補助金の実績を報告するに当たり、記載事項及び関係書類において一切虚偽のないことを誓約します。なお、虚偽が判明した場合は、補助金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

社名・団体名

代表者(職)・氏名

㊟

※自書の場合は押印不要

補助金交付額決定通知書

京都市指令 第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 印
(担当:)

令和 年 月 日付け京都市中小企業等緊急支援補助金に係る実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

交付決定通知書の年月日及び文書番号	令和 年 月 日 京都市指令 第 号
申請者の住所・所在地	
申請者氏名・名称	
交 付 額	円

取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所又は申請団体の主たる事務	申請者又は団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（ ） ー ④

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付額決定通知を受けた標記補助事業により取得した財産を処分したいので、下記のとおり申請します。

記

取得財産の種類, 取得年月日	
取得価額	円
補助金交付額	円
処分の理由	
添付書類	